

○徳永エリ君 次に、調査捕鯨についてお伺いしたいと思います。

林大臣の御地元山口県は、古くから水産県として栄えてきました。江戸時代、長州藩は漁業を積極的に奨励し、特に藩の有力な財源として捕鯨に力を入れてまいりました。現在も下関市が調査捕鯨の基地となっています。

大臣は所信の中で、国際司法裁判所の判決を踏まえ、新たな調査計画に基づく鯨類捕獲調査を実施し、商業捕鯨の再開を目指していくとおっしゃっています。私は、これは大臣の強い思いでありまして、商業捕鯨再開への宣言と受け止めております。

改めて、大臣のこの調査捕鯨、それから商業捕鯨再開への思いと今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 御質問をいただきましてありがとうございます。

下関は大洋ホエールズという球団があったぐらいでございまして、今は新しい水族館になりましたけれども、私が小学校の頃は別のところに水族館があって、ちょっと小高い山の上に鯨の格好をした建物が海に向かって建っていて、その中が水族館になっていると。また、鯨を食べさせるお店もたくさんあって、我々も給食では竜田揚げなんかを楽しんでいたわけでございますが、そういう環境で育ったわけでございますが。

この捕鯨というのは、そういう思いを持った人がたくさん国内にいらっしゃるということも私も強く思いながら、しっかりと政府として進めていかなければならないと思っております。昨年三月の国際司法裁判所の判決、今御質問をしていただきましたが、この指摘を踏まえた上で、関係府省連携の下で、国際法や科学的根拠、こういうものに基づいて、鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類捕獲調査、これを実施することによって商業捕鯨の再開、これにつなげていきたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

南極海の鯨類捕獲調査については、この国際司法裁判所の判決を踏まえて、新たな調査計画案を昨年十一月に、IWC、国際捕鯨委員会の科学委員会に提出をしております。南極海における鯨類捕獲調査を二〇一五年度から実施すべく、そのための取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○徳永エリ君 幾つかの課題があると思っております。

まずは、調査体制の整備。政府の方針を受けて、日本鯨類研究所の科学者を中心として、南極海での新しい調査計画案、NEWREP—Aを策定しました。調査期間は十二年間です。捕鯨調査は、クロミンククジラだけで三百三十三頭、科学委員会での議論を経て今年の冬から実施される予定でありますけれども、調査の結果を分析し活用する鯨類研究所の調査研究体制が極めて弱体化しています。

その原因は、現在の調査予算、事業経費を調査副産物の販売収入で賄うという仕組みにあります。また、シーシェパードの妨害などによる副産物収入の減少にあります。そのために日本鯨類研究所は経営破綻状態に陥って、コストカットのために調査研究に関わる職員を半減させ、現在では職員が僅かに十三名という状況であります。また、処遇面でも約二〇%の賃金カットが続いております。これでは後継の科学者が鯨研に入ってきません。逆に、外に出ていってしまうことが懸念されます。現在の職員の平均年齢は四十五歳です。NEWREP—Aは十二年間計画ですから、人を育てて安定的そして継続的な調査の実施を担保していかなければなりません。

また、水産庁によるもうかる漁業方式での捕鯨グループへの経営不振対策、KKPでは、収益を上げることでできない研究調査部門の体制整備は対象外となっています。調査事業に関する経費は全て国の予算に計上し、調査副産物の販売経費は国庫に組み入れる仕組みをつくるべきだというふうにご考えますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(本川一善君) 御指摘のように、鯨類調査につきましては、鯨肉の販売収入により調査経費を賄うということを中心にして、これまでもその継続的な実施に必要な経費を国が支援をしてきているというところでございます。

具体的には、妨害活動への対応のほか、鯨類資源の目視調査あるいは国内流通鯨肉のDNA調査の経費に対して国が支援してきておりまして、二十五年と比較しますれば、二十五年四月から二十六年三月、二十五年度の予算、十七億の国費を投入しておりますが、この、少し重なりがございまして、鯨年度で二十五年十月から二十六年九月の副産物の販売収入は十八億八千万と。十七億の予算に対しまして販売収入の十八億八千万ということでございまして、かなりの国費を投入させていただいております。

それから、先ほど御指摘のあったKKP、いわゆる鯨類捕獲調査改革推進事業でございますけれども、これにつきましては三年度に分けて実施をするということでございまして、これまで四十五億、五十億、これから四十八億ぐらいの経費を投入して実施をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、今後の調査の在り方につきましては、現在実施中のこのKKPの実施状況あるいは新しい調査計画の内容などを踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○徳永エリ君 大変に厳しい現状をお話しさせていただきましたので、皆さんもよく御存じだと思いますけれども、しっかりと現状を受け止めながら更なる検討を進めていただきたいというふうに

思います。

それから、今もお話にありましたが、シーシェパードの妨害対策について伺います。

実効性のある妨害対策を講じていただきたいというふうに思います。妨害対策の基本的な在り方や具体的にどのように阻止するかを定めて、妨害対策に従事する民間船舶への支援や、海上保安庁の職員や船舶の派遣を行う必要があります。また、外国政府への協力の要請、それから反捕鯨団体関係者の入国管理を強化する必要もあるかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(加藤由起夫君) お答え申し上げます。

反捕鯨団体による鯨類調査への妨害活動につきましては、先生おっしゃいましたように、水産庁の監視船の派遣とか海上保安官の警乗、関係国への働きかけ等々の安全対策、これを、これまで私ども関係省庁連携して、政府一体となって実施してまいっているところでございます。

これから、二十七年度以降の南極海におきます鯨類調査につきましても、その安全かつ円滑な実施のため、これまでの安全対策の検証を踏まえまして効果的な対策を講じることが必要だというふうに思っております。

具体的な安全対策につきましては、新たな調査計画の内容に合わせて、関係省庁連携の下、今後、作成、実施して、鯨類調査に係る船舶乗組員の安全に万全を期してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○徳永エリ君 この鯨を食べるというのは我が国の伝統的な食習慣や食文化であるわけですが、けれども、若い世代の人はまだ鯨を一度も食べたことがないという方がいるんですね。そこで、この商業捕鯨再開に向けては、やはりその国内的な理解というのをしっかりと深めていかなければいけないというふうに思っています。そのためには、副産物の流通ですとか、それからイベント、あるいはパンフレットを作って啓蒙活動をしていくということが非常に必要だと思います。

これ、予算がない中で鯨研に任せるというのも大変に厳しい状況にあると思いますので、この点も、経費も含めて政府がもっと取り組む必要があるんじゃないかと思いますが、この点に関してもお伺いいたします。

○大臣政務官(佐藤英道君) 徳永議員御指摘のとおり、鯨は我が国の重要な食文化の一つでございます。農林水産省としても、鯨食及び鯨文化の普及を図るために、当省の消費者の部屋や子ども霞が関見学デー等の機会を捉えて幅広い世代に対して広報活動を行ってきたところでございます。また、捕鯨関係団体と連携しまして、若い世代へ鯨の食文化の普及を図るために、学校給食への販売や居酒屋などへの販路拡大等にも取り組んできたところでございます。

また、お話のありました地方自治体等におきましても、鯨の食文化の普及を図るため、下関くじらフェスティバル、それから東京巢鴨のくじら祭りといったイベントを開催してきており、農林水産省としてもこうした取組について支援を行ってきているところでございます。また、このほか、平成二十七年度からは鯨関連文化等の情報発信に関わる予算を新たに計上させていただきました。

これらの取組を通じて、鯨食及び鯨文化の普及の強化に取り組んでまいりたいと思います。

○徳永エリ君 国外へのアピール、そして国内でのアピールや、それからこの食文化をしっかりと守っていく取組、是非とも商業捕鯨再開に向けてしっかりと対応していただきたいということをお願い申し上げます。